

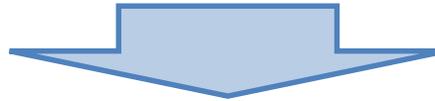
## 認可外保育施設における外国の保育士資格を持つ外国人の取扱いについて（検討状況）

### ○ 「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日閣議決定）

#### 5-1（3）ii）

#### ⑩ 保育士不足解消等に向けての対応強化

- ・ 国家戦略特区においては、全て又は多くの入所児童が外国人である認可外保育施設について、外国語でコミュニケーションをとることの必要性、子どもの安全の確保を含む適切な保育を提供することの必要性等を踏まえ、認可外保育施設指導監督基準において従事者の概ね3分の1以上配置しなければならない保育士等に、外国での保育士資格を持つ外国人を含めることについて速やかに検討し、結論を得る。



### 対応状況

- 国家戦略特区の関係自治体（9団体）等に対するアンケート調査を実施。
- 現時点での調査結果は、別紙のとおり。 ※一部、未回答の項目あり。
- 今後、調査結果を踏まえ、通知の見直し等を検討。

# (別紙) 外国人を対象とした認可外保育施設に関するアンケート調査結果 (平成26年12月時点)

## 調査の概要

- 1 調査対象：
  - ① 国家戦略特区の関係自治体・・・9自治体  
(千葉県成田市、東京都、神奈川県、新潟県新潟市、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県福岡市、沖縄県)
  - ② 国家戦略特区内にある認可外保育施設であって、入所児童のうち半数以上が外国人であるもの  
※ ②の対象施設は①の自治体が選定しており、必ずしも該当する全施設が調査対象とはなっていない。
- 2 実施時期：平成26年7月～8月(9月以降も随時回答あり。)
- 3 調査内容：
  - ① 自治体調査・・・外国人を対象とした施設の有無、外国の保育士資格を持つ者を保育士に含めることの必要性
  - ② 施設調査・・・施設概要、入所児童数(外国人・日本人)、国籍ごとの保育従事者数、外国人保育従事者の保有資格等
- 4 回答数：1①については全ての自治体(9自治体)、1②については12施設

## 結果の概要

- 1 自治体調査
  - (1) 外国人を対象とした施設の有無：「あり」3自治体(東京都2施設、神奈川県2施設、沖縄県8施設)、「なし」6自治体
  - (2) 外国の資格を持つ者を保育士に含めることの必要性(否定的な意見を除く主なもの)
    - ・ 全員が同じ国籍の児童である場合は、当該国の資格を認めて良いかと思う。
    - ・ 外国籍の保育従事者の多くは日本語を話せず、保育士等の資格を取得することが困難。他国で公的に認められている保育士等の資格を有資格者に含めることも必要。
- 2 施設調査(対象数：12 ※(2)(3)については、未回答の施設がある。)
  - (1) 入所児童数(就学前)：外国人358人、日本人181人(1施設当たり：外国人8.5人、日本人4.8人)
  - (2) 国籍ごとの保育従事者数：フィリピン32人、日本22人、アメリカ5人、ニュージーランド2人、台湾2人等
  - (3) 保有資格：保育士(日本の資格)13人、モンテッソーリ9人、教員免許8人、看護師6人、その他4人

## (参考)

### ○児童福祉法（昭和22年法律第164号）

第五十九条 都道府県知事は、児童の福祉のため必要があると認めるときは、第三十六条から第四十四条までの各条に規定する業務を目的とする施設であつて第三十五条第三項の届出をしていないもの又は同条第四項の認可を受けていないもの（前条の規定により児童福祉施設の認可を取り消されたものを含む。）については、その施設の設置者若しくは管理者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員をして、その事務所若しくは施設に立ち入り、その施設の設備若しくは運営について必要な調査若しくは質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させなければならない。

2 （略）

3 都道府県知事は、児童の福祉のため必要があると認めるときは、第一項に規定する施設の設置者に対し、その施設の設備又は運営の改善その他の勧告をすることができる。

4～7 （略）

### ○認可外保育施設指導監督基準（平成13年3月29日雇児発第177号別紙「認可外保育施設指導監督の指針」別添）

#### 1 保育に従事する者の数及び資格

(1) 保育に従事する者の数は、主たる開所時間である11時間（施設の開所時間が11時間を下回る場合にあっては、当該時間）については、概ね児童福祉施設最低基準（以下「最低基準」という。）第33条第2項に定める数以上であること。ただし、2人を下回ってはならないこと。また、11時間を超える時間帯については、現に保育されている児童が1人である場合を除き、常時2人以上配置すること。

(2) 保育に従事する者の概ね3分の1（保育に従事する者が2人の施設及び(1)における1人が配置されている時間帯にあっては、1人）以上は、保育士又は看護師の資格を有する者であること。